第2回

保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究 有識者検討会

# 御意見に対する対応方針、全国意見 照会に向けた議論

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 2025年9月25日



# アジェンダ

### 1. 第2回有識者検討会の目的のご説明

- 1.1 調査スケジュール
- 1.2 第2回有識者検討会での議論事項

### 2. 成果物案の取りまとめ状況のご説明

- 2.1 成果物の取りまとめ概況
- 2.2 第1回検討会後に書面にて頂戴した御意見のサマリ
- 2.3【資料3】御意見一覧について
- 2.4 自己点検票(標準様式) (案) の作成について

### 3. 第1回検討会にて頂戴した御意見への対応方針に関する議論

- 3.1 御意見を踏まえた主な対応事項
- 3.2 対応内容

### 4. 全国意見照会の実施内容のご説明と議論

4.1 実施内容のご説明と議論

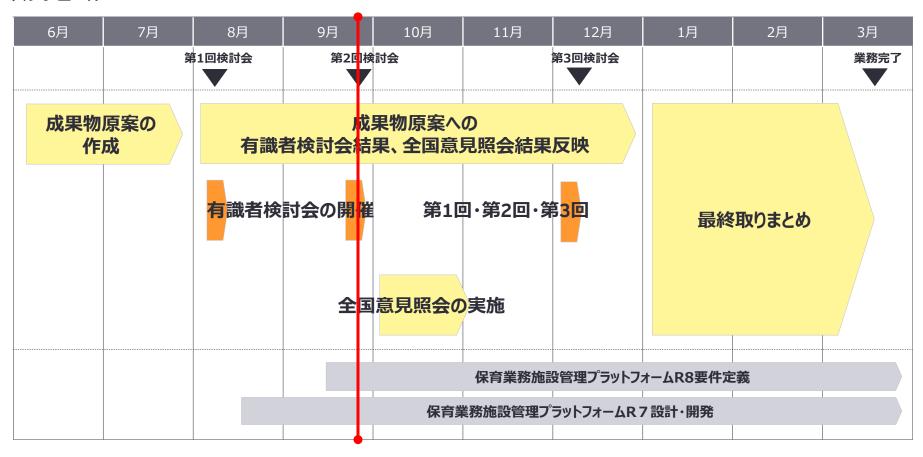
### 5. 意見交換

# 1. 第2回有識者検討会の目的のご説明

- 1. 第2回有識者検討会の目的のご説明
- 1.1 調査スケジュール

本調査研究事業においては、有識者検討会での議論、全国意見照会の結果を踏まえ、 2026年3月末までに成果物を取りまとめてまいります。

#### ▼ スケジュール



- 1. 第2回有識者検討会の目的のご説明
- 1.2 第2回有識者検討会での議論事項

# 第2回有識者検討会では、頂戴した意見を基にした成果物案の取りまとめ結果、及び、全国 意見照会の実施内容についてご説明させていただき、御意見を頂戴したいです。

#### 有識者検討会の議論事項案

#### 成果物原案作成

- ① 監査調書一覧(案)
- ② 事務フロー (案)
- ③ 自己点検票(標準様式)(案)※③については、第2回検討会にてご提示

# 第1回有識者検討会(7月)

- 調査背景、調査全体像のご説明
- ▶ 成果物案の取りまとめ状況のご説明と議論

第1回で成果物原案をご説明し、原案に対する意見を収集し、 第2回にて意見の反映方針を議論。

# 第2回有識者検討会 (9月)

- 成果物案の取りまとめ状況のご説明
- ▶ 第1回検討会にて対して頂戴した御意見への対応方針に関する議論 本会議
- 全国意見照会の実施内容のご説明と議論

第2回での議論結果を踏まえ、全国意見照会を実施。

### 全国意見照会 (10月)

全国意見照会の結果と、成果物への反映方針を議論。

### 第3回有識者 検討会 (12月)

- ▶ 全国意見照会の実施結果のご説明と議論
- ・最終取りまとめ状況のご説明と議論
- 調査の中で挙がった次年度以降の課題等のご説明と議論

今後、他に議論が必要な論点等がございましたら、意見交換の際に、御意見を頂戴できますと幸いです。

# 2. 成果物案の取りまとめ状況のご説明

- 2. 成果物案の取りまとめ状況のご説明
- 2.1 成果物の取りまとめ概況

本調査研究事業で作成する「事務フロー(案)」、「監査調書一覧(案)」、「自己点検票 (標準様式)(案)」の作業状況をご説明します。

#### 各成果物の取りまとめ概況

#### 第1回検討会で頂戴した御意見を反映済です。

【資料2-1】 監査調書一覧(案)

- 標準的な監査事項として、自治体による「監査評価項目」及び保育施設等による「自己点検項目」・「事前提出情報」・「事前提出書類」について、その「評価区分」や「根拠法令」等を整理した一覧。
  - ※一覧の各列の定義については、別紙【資料2-1】に記載しております。

【資料2-2】 事務フロー(案)

監査業務において、デジタル化を想定した標準的な事務フロー。

【資料 2 - 3 】 自己点検票(標準様式) (案)

・ 保育施設等が、自治体による監査実施前に、自己点検を行うための標準様式。 (監査調書一覧(案)をインプットとして作成。)

【資料2-1】監査調書一覧(案)を基に、様式化を行いました。

- 2. 成果物案の取りまとめ状況のご説明
- 2.2 第1回検討会後に書面にて頂戴した御意見のサマリ

# 第1回検討会後に書面にて頂戴した御意見のサマリとなります。頂戴した御意見は、対応方針及び成果物反映要否を検討の上、必要と判断した事項について、反映いたしました。

#### 書面にていただいた御意見のサマリ

成果物	御意見対象	御意見分類	対象数
監査調書一覧(案)	監査評価項目·自己点検項目	監査評価項目への追加	37
		監査評価項目からの削除	4
		監査評価項目の統合	4
		監査調書項目の文言の更新	11
		監査調書項目の自治体間の差分に関する御意見	2
	事前提出情報·事前提出書類	事前提出書類・情報への追加	15
	根拠法令等•関連法令等	根拠法令等に関する御意見	6
		関連法令等に関する御意見	2
	着眼点	着眼点への追記	24
		着眼点からの削除	3
	経過措置	経過措置一覧に関する御意見	2
	評価区分	口頭指摘事項への変更	8
		助言指導事項への変更	1
	会計に関する箇所	会計に関する御意見	25
事務フロー(案)	事務フロー	事務フローに関する御意見・御質問	4
全体に関する御意見	-	監査項目の量に関する御意見	2
		監査調書一覧の取扱い方針に関する御意見	7
		行政手続法Q&A Q14に関する御意見	6
	,	計	163

- 2. 成果物案の取りまとめ状況のご説明
- 2.3【資料3】御意見一覧について

# 頂戴した御意見と検討した対応方針の全量については、【資料3】をご参照ください。

#### 御意見一覧

#### ■第1回有識者検討会:書面での意見一覧

						成果物反	映先					
No.	ご意見分類 意見対象(原文まま) 意見分類 (原文まま)			意見内容(原文まま) 対応方針(案)		A【施設 監查】 【保育 所】	(B) 【施設監査】【幼 保連携型認定こ ども園】	(C) 【施設監查】【家庭的保育事業等】	(D) 【確認指導監查】 【特定教育·保育施設】	(E) 【確認指導監查】 【特定地 域型保育事業】	(F) 【確認指 導監査】 【特定子 ども・子 育て支援 施設等】	(G) 【業務管理体制の整備に関する検査】【教育・保育
	3			•9~14			X S				× 6	
1	監査評価項目への追加	(A) [ħ										
1	監査計価項目への追加											
2	御意見一覧は【 <b>資料 3</b> 】にて、 取りまとめておりますので、別紙をご確認ください。											
3	監査評価項目への追加  (A) [A  「項目」  「項目」  「現日」  「表の他食事に関することについて ・検食の実施、検査用保存食の保存、健康衛生チェック、調理設備等の衛生管理の項目は不要か?  ・検食の実施、検査用保存食の保存、健康衛生チェック、調理設備等の衛生管理の項目は不要か?  ・検食の実施、検査用保存食の保存、健康衛生チェック、調理設備等の衛生管するな統一性の確保や監査全体量の適正化、優先度の観点から、標準的な監査評価項目としては定義しない方針とさせていただきます。なお、自治体判所により個別で監査評価項目として追加いただくことを想定します。											
4	監査評価項目への追加	(A) [施設監査] 【保育 所】	「監査評価項目・自己点検 項目!	82について - 基本的な考え方に対して、評価項目以下の内容が沿っていない。(評価項目が食事に特化している) その他健康と事故・安全対策について(川崎市が重点的に見ている項目) - 保健計画の作成について	・保健計画の作成、子どもの人数確認体制の確保について、監査評価項目に追加いたします。 ・投薬につきましては医薬品の管理に係る監査評価項目として、感染症対策については既に監査評価項目として監査調書一覧に起票して	•						

- 2. 成果物案の取りまとめ状況のご説明
- 2.4 自己点検票(標準様式) (案)の作成について【作成粒度】

# 【資料2-3】自己点検票(標準様式)(案)について、監査調書一覧(案)に基づき、 監査の種別及び保育施設等の分類毎にそれぞれ以下の構成で作成しております。

自己点検票(標準様式)(案)の作成粒度

#### ①施設基本情報部分(全施設共通)

#### ②自己点検·事前提出書類·事前提出情報部分(※) 業務管理体制の 施設監査 確認指導監査 整備に関する検査 E: D: F:特定子ども・子 G: C: 家庭的保育事業等 A:保育所 B:幼保連携型認定こども園 特定教育·保育施設 特定地域型保育事業 育て支援施設等 教育·保育施設等 根拠法令条文一覧別紙 根拠法令条文一 根拠法令条文一 根拠法令等一覧 根拠法令等一覧 根拠法令等一覧 根拠法令等 根拠法令等 根拠法令等一覧 根拠法令等一覧 事前提出書類 事前提出書類 事前提出情報 経過措置一覧 事前提出書類 事前提出情報 経過措置一覧 事前提出情報 経過措置一覧 事前提出情報 事前提出書類 事前提出情報 事前提出書類 自己点検 自己点検 自己点検 自己点検 自己点検 自己点検 覧別紙 覧別紙

#### ③公定価格部分 (※)

#### 確認指導監査

**幼稚園** 教育標準時間 認定1号 **保育所** 保育認定 2・3号 認定こども園 教育標準時間認定1号、 保育認定2・3号

**家庭的保育事業** 保育認定3号 小規模保育事業 A型·B型 保育認定3号 小規模 保育事業C型 保育認定3号 事業所内 保育事業 保育認定3号 居宅訪問型 保育事業

号 保育認定3号

- 2. 成果物案の取りまとめ状況のご説明
- 2.4 自己点検票(標準様式)(案)の作成について【ご確認いただきたい観点】

# 【資料2-3】自己点検票(標準様式)(案)につきまして、自治体様の実態との差分や運用面でのご懸念等がございましたら、御意見を頂戴したいです。

#### 監査調書一覧(案)の御意見いただきたい観点

#### 【御意見いただきたい観点】

運用上の課題や懸念点等ございましたら、御意見を頂戴したいです。

### ①基本情報部分

施設の名称等の基本情報を指す。※システム化に当たっては、保育業務施設管理プラットフォームより取得可能とする予定。

### ②自己点検·事前提出書類· 事前提出情報部分

- 自己点検部分では、保育施設等が「適・ 否」を自己点検する項目。毎年の監査 都度、保育施設等に入力を求める予定。
- 事前提出情報部分では、認可基準等に 適合しているか、計算式を用いて判定す る必要があり、保育施設等へ情報として 入力を求める項目。※システム化に当 たっては、昨年度の監査時の情報、給付 申請情報等を取得可能とする予定。

### ③公定価格部分

• 公定価格部分では、自己点検部分と同様に、公定価格確認事項に対して保育施設等が「適・否」を自己点検する項目。

事業所番号			
施設の名称			
施設の所在地	〒	TEL	
施設類型			
法人の種類			

#### · 自己点検

自己点検項目	回答欄	<b>備ま</b> ※「対象外」選★の場合はその理由へ記入	評価区分 ※監査結果により変更 の可能性有	¥
人権擁護のために必要な体制を整備しているか。	適/否/対象外		文書指摘事項	
子どもの意見や思いを表明する機会や受け 止める仕組みがあるか。	適/否/対象外	Ple	文書指摘事項	_

#### • 事前提出情報

⑪専用設備		乳児室 / は	ふ〈室 / 保育室	Sまたは遊戯室 / 調理	室 / 医務室 / 児童用	便所
	設備名	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	屋外競技場 ※	
	面積	mi	mi	пi	mi	<b>無</b>

番号	公定価格に関する監査評価事項・自己点検項目 ※自治体独自で確認する項目について、任意で追加することも可能 とする。	回答欄	備考 ※「対象外」選択の場合はその理由 を記入	経過措置		施設区分
1	地域区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-	- 75 7 1	(教育標準版 定1号)
2	定員区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	適 / 否 / 対象外		-		(教育標準li 定 1 号)

# 3. 第1回検討会にて頂戴した御意見への対応方針に関する議論

- 3. 第1回検討会にて頂戴した御意見への対応方針に関する議論
- 3.1 御意見を踏まえた主な対応事項

# 御意見等を踏まえた、主な対応事項概要を示します。それぞれ対応事項について、懸念点等がございましたら御意見を頂戴したいです。

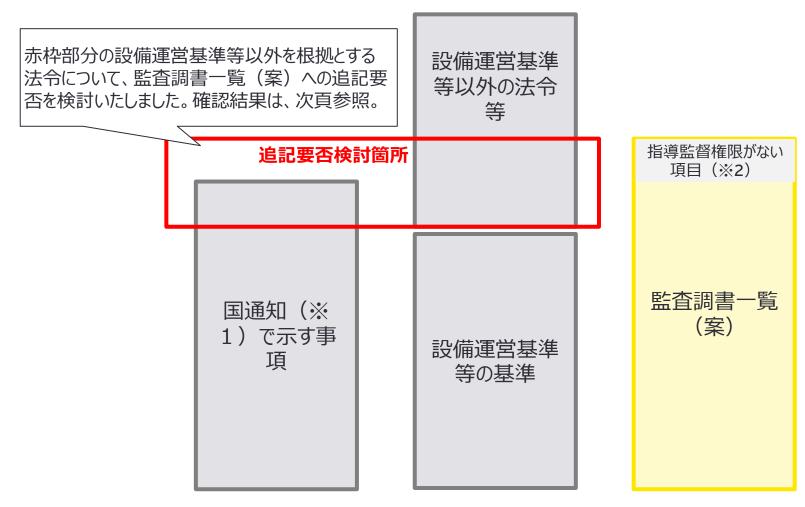
#### 御意見を踏まえた成果物への対応事項概要

対応No.	対象成果物	対応概要	対応詳細
1	監査調書一覧 (案)	各種通知との 整合性の精査	<ul> <li>施設監査について、以下通知で示す着眼点等を踏まえ、標準的な監査調書一覧(案)への追加を行いました。(※一部、実態等を鑑み、追加不要と判断した項目も含む。)</li> <li>「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」(令和7年3月 乙成事第175号)</li> <li>「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)」(令和6年9月 乙成基第186号)</li> <li>「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について(通知)」(平成27年12月雇児発1224第2号)</li> </ul>
2		毎年の確認を任意とす る項目の精査	施設監査における設備等に関する項目については、変更の頻度が低いと想定されるため、監査における 業務負荷軽減を考慮し、「毎年の確認を任意とする項目」として精査を行いました。
3		指導監督権限のない 項目の精査	・ 指導監督権限のない項目については、監査調書一覧(案)の「評価区分」列を「参考項目」とし、「行 政指導は実施できないが、通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携する等を求 める項目」として精査を行いました。
4		評価区分の定義の 見直し	・ 個別のケースに応じて、自治体判断により「文書指摘事項」を「口頭指摘事項」に変更する場合の「改善報告書の提出を行わずとも改善が見込まれる場合」の具体的な観点を精査しました。
5		その他、御指摘を踏ま えた反映	監査評価項目への追加や削除、着眼点への追記、事前提出書類の追加等、御意見を踏まえ、それぞれ反映させていただきましたので、反映内容については、【資料3】御意見一覧をご参照ください。
6	全体	監査調書標準化方針 に関する御意見への対 応	監査調書標準化方針に関して、御意見いただいた内容について検討いたしました。(本検討結果は、 全国意見照会資料への反映を行いました。)

- 3. 第1回検討会にて頂戴した御意見への対応方針に関する議論
- 3.2 対応内容 対応No.1: 「各種通知との整合性の精査 |

# 第1回検討会にて、「国通知に記載の項目とは差異が確認される」との御意見を頂戴しましたこと等を踏まえ、国通知との整合を改めて確認の上、反映要否を検討しております。

国通知(※1)と、今回の監査調書一覧の関係性について



(※1)「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」(令和7年3月 乙成事第175号)、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)」(令和6年9月 乙成基第186号)、「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について(通知)」(平成27年12月雇児発1224第2号)を指す。

(※2) 指導監督権限がない項目の取扱いについては、p17にてご説明。

- 3. 第1回検討会にて頂戴した御意見への対応方針に関する議論
- 3.2 対応内容 対応No.1: 「各種通知との整合性の精査 |

# 各種通知との整合確認を行った結果、確認指導監査における監査評価項目と重複している 以下項目については、監査調書一覧(案)への反映を不要としております。

#### 保育所通知(※1)のうち、監査調書一覧への反映を不要とした事項

通知上の主眼事項	通知上の着眼点
第1 適切な入所者支援の確保	(2)入所児童の年齢制限を行っていないか。
10 入所者支援の充実	キ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。
10 入所者支援の充実	(7)保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証 結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。

#### 幼保連携型認定こども園通知(※2)のうち、監査調書一覧への反映を不要とした事項

通知上の主な監査事項	通知上の主な監査事項(詳細)
(1)教育・保育環境の整備に関する事項	② 認可定員の遵守状況

#### ■ 家庭的保育事業等通知(※3)のうち、監査調書一覧への反映を不要とした事項

通知上の主眼事項	通知上の着眼点
該当なし	-

- (※1) 「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」(令和7年3月 こ成事第175号)
- (※2)「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について (通知)」 (令和6年9月 こ成基第186号)
- (※3)「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について(通知)」(平成27年12月雇児発1224第2号)

- 3. 第1回検討会にて頂戴した御意見への対応方針に関する議論
- 3.2 対応内容 対応No. 2: 「毎年の確認を任意とする項目の精査」

# 第1回検討会書面にて、「全体的に設備面の確認項目が多い」との御意見を頂戴しましたこと等を踏まえ、設備の項目について、毎年の確認を任意とする項目の精査を行いました。

#### 監査調書一覧(案)の列の定義

#	項目名	列の説明
1	番号	通し番号にて採番。
2	大分類/中分類/分類	「監査評価項目・自己点検項目」の分類。
3	基本的な考え方(根拠条文)	根拠法令等の条文。※「監査評価項目・自己点検項目」に回答する際に、参考として参照することを想定。
4	監査評価項目·自己点検項目	根拠法令等に基づいて、自治体及び保育施設等が、基準等への適否を確認するための項目。 ※自治体による「監査評価項目」、及び、保育施設等による「自己点検項目」は同じ項目内容にて確認する方針。
		「監査評価項目・自己点検項目」に対して、確認結果を登録する際の選択肢。 ※いすれも「選択制(適/否/対象外)」とし、「対象外」を選択する際は、その理由を備考欄に記入する形を想定。
6	評価対象となる施設	「監査評価項目・自己点検項目」の評価・回答対象の施設類型。
7	評価区分	「監査評価項目・自己点検項目」の評価区分。※評価区分の定義については、次頁を参照。
8	経過措置	経過措置が設けられている場合、その経過措置の内容。
9	着眼点	自治体職員が実地監査等での評価を行うにあたり、「着眼点」として、確認すべき書類や確認すべき観点。
10	事前提出書類	自己点検票と併せて、保育施設等へ事前に提出を求める添付書類。
11	事前提出情報	設備基準における設備面積や児童の数等、判定基準に計算ロジックが含まれるものについて、システム上での自動計算等の管理を想定し、自己点検票と併せて、事前に提出(入力)を求める情報。※給付申請情報等の保育業務施設管理プラットフォーム上で管理している項目については、自動取得可能とする想定。
12	根拠法令等	根拠となる法令とその条項。
13	関連法令·告示·通知等	根拠法令の他に、関連する法令・告示・通知等。
14	毎年の確認を任意とする項目	「直近の監査において指摘があった場合」又は「図面の変更有と回答があった場合」を除き、毎年の確認を任意とする項目。 ※該当項目の列を「●」とする。
15	参考項目	指導監督権限がないため行政指導は実施できないが、通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携する等を求める項目。※該当項目の列を「●」とする。
16	確認指導監査との重複/ 施設監査との重複	確認指導監査と施設監査において、両監査の「監査評価項目・自己点検項目」が重複する項目。※該当項目の列を「●」とする。  16

- 3. 第1回検討会にて頂戴した御意見への対応方針に関する議論
- 3.2 対応内容 対応No.3:「指導監督権限のない項目の精査」

# 第1回検討会書面にて、「指導監督権限のない項目が含まれている」との御意見を頂戴しましたこと等を踏まえ、「参考項目」としての精査を行いました。

#### 監査調書一覧(案)の列の定義

#	項目名	列の説明			
1	番号	通し番号にて採番。			
2	大分類/中分類/分類	査評価項目・自己点検項目」の分類。			
3	基本的な考え方(根拠条文)	根拠法令等の条文。※「監査評価項目・自己点検項目」に回答する際に、参考として参照することを想定。			
4	監査評価項目·自己点検項目	根拠法令等に基づいて、自治体及び保育施設等が、基準等への適否を確認するための項目。 ※自治体による「監査評価項目」、及び、保育施設等による「自己点検項目」は同じ項目内容にて確認する方針。			
5	監査評価項目・自己点検項目の定義	「監査評価項目・自己点検項目」に対して、確認結果を登録する際の選択肢。 ※いすれも「選択制(適/否/対象外)」とし、「対象外」を選択する際は、その理由を備考欄に記入する形を想定。			
6	評価対象となる施設	「監査評価項目・自己点検項目」の評価・回答対象の施設類型。			
7	評価区分	「監査評価項目・自己点検項目」の評価区分。※評価区分の定義については、次頁を参照。			
8	経過措置	経過措置が設けられている場合、その経過措置の内容。			
9	着眼点	自治体職員が実地監査等での評価を行うにあたり、「着眼点」として、確認すべき書類や確認すべき観点。			
10	事前提出書類	自己点検票と併せて、保育施設等へ事前に提出を求める添付書類。			
11	事前提出情報	設備基準における設備面積や児童の数等、判定基準に計算ロジックが含まれるものについて、システム上での自動計算等の管理を想定し、自己点検票と併せて、事前に提出(入力)を求める情報。※給付申請情報等の保育業務施設管理プラットフォーム上で管理している項目については、自動取得可能とする想定。			
12	根拠法令等	根拠となる法令とその条項。			
13	関連法令·告示·通知等	根拠法令の他に、関連する法令・告示・通知等。			
14	毎年の確認を任意とする項目	「直近の監査において指摘があった場合」又は「図面の変更有と回答があった場合」を除き、毎年の確認を任意とする項目。 ※該当項目の列を「●」とする。			
15	参考項目	指導監督権限がないため行政指導は実施できないが、通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携する等を求める項目。※該当項目の列を「●」とする。			
16	確認指導監査との重複/ 施設監査との重複	確認指導監査と施設監査において、両監査の「監査評価項目・自己点検項目」が重複する項目。※該当項目の列を「●」とする。 17			

- 3. 第1回検討会にて頂戴した御意見への対応方針に関する議論
- 3.2 対応内容 対応No.4:「評価区分の定義の見直し」

# 第1回検討会にて、「評価区分の曖昧さ」についての御意見を頂戴しましたこと等を踏まえ、 評価区分の定義の太字部分を更新いたしました。

#### 評価区分の定義案

No.	評価区分	定義案
1	文書指摘事項	設備運営基準・運営基準(※)等の関係法令、及び、関係通知等に違反する場合は、原則として「文書指摘事項」とする。(保育施設等からの改善報告書の提出を要するものとする。)
2	口頭指摘事項	<ul> <li>違反について改善報告書の提出を行わずとも改善が見込まれる場合は、自治体の判断で「文書指摘事項」から「口頭指摘事項」に変更できる。(保育施設等からの改善報告書の提出は要しないものとする。)</li> <li>※改善報告書の提出を行わずとも改善が見込まれる場合とは、具体的には以下の観点から判断を行うこと。</li> <li>(軽微な違反の観点)単発的な事務処理のミス等で、修正が容易又は指摘時点での修正対応が可能な場合。</li> <li>(経過措置の観点)施設の開設初年度等で初めての監査実施であり、実際の運営や安全に大きな支障がない、かつ、再発リスクが低い場合。又は、設備運営基準・運営基準(※)等の関係法令及び関係通知等の改正に伴い、経過措置を適用する場合。</li> </ul>
3	助言指導事項	法令等の努力義務規定違反、及び、「口頭指摘事項」に至らない軽微な指摘や水準 向上のための助言は、「助言指導事項」とする。

<sup>※「</sup>設備運営基準」は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年十二月二十九日)、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日)、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日)を指す。

「運営基準」は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成二十六年四月三十日)を指す。

- 3. 第1回検討会にて頂戴した御意見への対応方針に関する議論
- 3.2 対応内容 対応No.6: 「監査調書標準化方針に関する御意見」

監査調書標準化方針に関する御意見をいただいており、対応方針を検討いたしました。本内容を踏まえ、全国意見照会資料を作成しております。

#### 監査調書標準化方針に関する御意見

御意見 一覧上 のNo	御意見分類	御意見内容	対応方針(案)
135	監査調書一覧の 取扱い方針に関 する御意見	改正予定の国通知も、現行と同様に、技術的助言の位置付けか。それであれば、今回標準化する監査評価項目も、技術的助言の位置付けとなり、各項目を実際に適用するか否か、自治体が選択できる形式となるのか。(必須項目とするならば、技術的助言である国通知との整合性はどのように考えたらよいか。なお、参酌基準も含まれていると思われる。)	<ul> <li>技術的助言の位置づけであるため、国として示す標準的な一覧を基に、自治体の独自基準や実態等に則し、各項目の内容の更新等を行っていただく予定です。</li> <li>また、関連する国通知との整合については、第1回検討会のご意見等を踏まえ、整理を行っております。</li> </ul>
136		自己点検項目及び事前提出書類は、各項目ごとに、自治体が取捨選択できるようにしてはどうか。(監査の手法は、自治体によって様々。どの程度の書類を事前に提出させて確認するかは、監査の人員体制や方針等によって異なる。)	• 自己点検項目や事前提出書類の取捨選択について、標準化の方針を検討してまいります。
137		評価区分について、各項目ごとに、自治体が文書指摘か、 口頭指摘か、選べるようにしてはどうか。	<ul><li>システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。</li></ul>
138		根拠法令や関係法令等が、結果通知の様式に反映される 仕組みなのであれば、設備運営基準等を自治体の条例等 に置き換えて表示できる仕様となるのか。(国基準は施設に 直接適用されるものではなく、自治体が条例を定めるための 基準であるため。)	<ul><li>システム化に当たっては、別途今後の要件定義の中で検討してまいります。</li></ul>

4. 全国意見照会の実施内容のご説明と議論

- 4. 全国意見照会の実施内容のご説明と議論
- 4.1 実施内容のご説明と議論

全国意見照会向けの説明資料につきまして、【別紙4】にてご説明させていただきます。他に意見照会すべき事項や、資料の懸念点等がございましたら、御意見を頂戴できますと幸いです。

#### 全国意見照会説明資料(2025年9月時点)

2025年9月時点 Draft

資料 4

保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究

監査業務標準化に関する 全国意見照会説明資料 (案)

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 2025年9月時点

Shape the future with confidence

The better the question. The better the answer. The better the world works.

# 5. 意見交換

当日、口頭にて御意見いただくことを想定しております。

【資料2-1】監査調書一覧(案)等の内容について、御意見いただけます場合は、全国意見照会にて御回答いただけますと幸いでございます。

#### EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの 実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を 支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

#### EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え(humans@center)、迅速にテクノロジーを実用化し(technology@speed)、大規模にイノベーションを推進し(innovation@scale)、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくはey.com/ja\_jp/consultingをご覧ください。

#### 免責事項

- 1. 本資料及び添付文書(以下、「本資料一式」という。)は、こども家庭庁と E Y ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社(以下、「E Y 」という。) との間で締結した令和7年6月12日付けの「保育所等の監査業務の標準化 に関する調査研究(令和7年度)」(以下、「本業務」という。)に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者(以下、「第三者」という。)のためではございません。
- 2. E Yは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、 あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
- 3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。